

刑務所出所者等を雇用したときは 職場定着支援のご利用を

・刑務所出所者等（刑務所や少年院に収容された人、これらの施設から釈放された人、これらの施設に収容されることなく保護観察を受けている人等）に**就職活動支援**（協力雇用主さんに対しては、求職者の情報提供・雇用を検討される協力雇用主さんとの調整等を行っています）を行うとともに、彼ら・彼女らが協力雇用主さんのもとへ就職した場合は、協力雇用主さんと被雇用者双方に対する**職場定着支援**を行っています。

就職活動支援

- マンツーマンで仕事探しをサポートします。
- 雇用主とのマッチングを大切にします。
- 矯正施設入所中からも支援を開始します。



就職前



就労支援員

職場定着支援

- 対象者が職場環境に適応できるようサポートします。
- 対象者と雇用主双方の相談に応じます。
- トラブルやその予兆が認められた場合の改善方法について助言します。



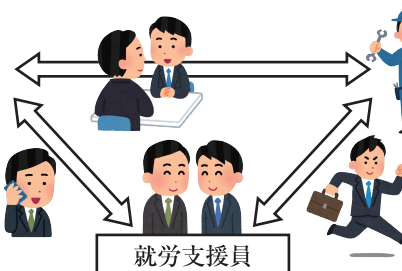
就職後

就職するまで、そして就職後も、切れ目のない就労支援

職場定着支援とは

保護観察官でもない、保護司でもない、**就労支援員**が、協力雇用主さんと被雇用者との定期的な訪問面談、電話等を通じて雇用継続のための助言や調整を行います。

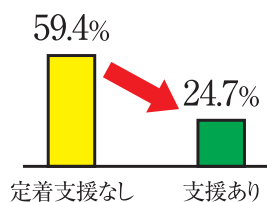
雇用された
刑務所
出所者等



協力
雇用主

職場定着支援の効果は

3か月以内の離職者の割合



定着支援なし 支援あり

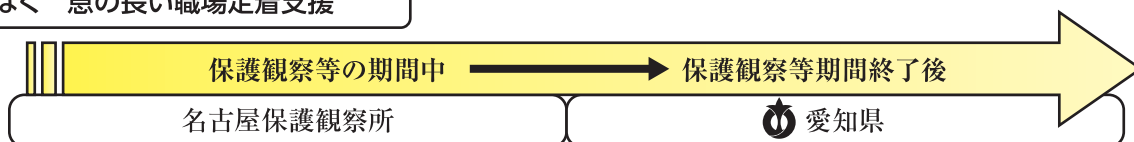
- ・気軽に話せる相手ができ孤独感がなくなった
- ・職場でコミュニケーションがとれるようになった
- ・離職を思いとどまった



- ・支援員に話ができるだけで有難かった
- ・本人の考えや悩みが分かるようになった
- ・言い難い面を話してもらい問題が解消された
- ・支援員と二人で対応できよかった
- ・本人に注意や助言をしてもらえた

- ・職場定着支援を受けることにより、3か月以内の短期離職者の割合は、受けていなかったときの約6割から4分の1にまで大幅に減少しました。
- ・職場定着支援を受けた協力雇用主さんからも被雇用者からも好評価を得ています。（平成31年度から令和2年度まで愛知県が行った「刑務所出所者等の職場定着支援モデル事業」による。）

切れ目なく 息の長い職場定着支援



- ・保護観察等で行う職場定着支援は、法律で定められた保護観察等の期間中に限られます。数か月の期間の人も少なくありません。そこで国（法務省・保護観察所）が関わることはできない保護観察等終了後は、愛知県が引き続いて職場定着支援を行うという全国でも類例の少ない事業が令和3年4月から始まりました。
- ・協力雇用主さんと被雇用者の双方へ、少しでも、息の長い、途切れることのない支援が可能となりました。

※ 就職活動支援は本人が同意した場合、職場定着支援は、本人と協力雇用主双方が同意した場合に限りします。

※ 職場定着支援の期間は、保護観察等の期間内、保護観察等終了後のいずれも原則3か月（延長あり）です。

※ 職場定着支援は、事業をNPO法人愛知県就労支援事業者機構に委託して実施しています。